

ムサシトミヨ生息環境設計事業業務委託
公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的

本要領は、ムサシトミヨ生息環境設計事業業務委託を実施するに当たり、当該業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の必要な事項を定める。

2 業務等概要

(1) 名称

ムサシトミヨ生息環境設計事業業務委託

(2) 事業目的

埼玉県天然記念物区間（ムサシトミヨ保護センター（久下2148-1）北側水路より約400mの区間）において生息する絶滅危惧IA類ムサシトミヨの個体群の維持・回復を図るため、ムサシトミヨの生息に適した河川環境条件を詳細に分析し、その分析結果に基づいた具体的な河川等の環境設計を行うことを目的とする。

(3) 内容

ア 計画準備

イ ムサシトミヨの生息地に関する現状分析

ウ ムサシトミヨの生息に適した環境条件の提示

エ 環境条件を実現するための具体的な河川等の環境設計案の作成

オ ムサシトミヨ保全推進協議会等の意見収集

カ 報告書作成

キ 打合せ協議

(4) 期間

令和8年契約日から令和9年3月31日まで

3 予算額

業務等に要する費用の上限は16,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル競争方式

5 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第81号）又は熊谷市物品等競争入札の資格等に関する規則（平成18年規則第81号）に基づく資格者名簿に登載されていること。
- (2) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年訓令第62号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続きの申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合に

はその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 令和3年度以降に、地方公共団体から発注された希少種保全に関する業務受託の実績を有すること。

(7) (1)の規定にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要とされる場合において、資格者名簿の未登録の者に対しては、次に掲げる書類の提出による審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加することができる。

ア 概要書(参考様式1)

イ 使用印鑑届(参考様式2)

ウ 法人にあつては、履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)

エ 個人にあつては、身分(身元)証明書及び誓約書

オ 財務諸表

カ 法人にあつては、直近年度の法人市民税（事業所が市内にある場合のみ）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

キ 個人にあつては、直近年度の市民税（市内に住所がある場合のみ）、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

ク 業務経歴書

ケ 個人にあつては、成年被後見人、被補佐人、被補助人又は未成年である場合は同意書（申請日前3か月以内に作成したもの）

6 参加申込手続

(1) 提出書類

プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出する。

ア 参加申込書（様式2）	1部
イ 会社等概要整理表（様式3）	1部
ウ 業務実績調査等報告書（様式4）	1部
エ その他参加資格に必要な書類	1部

(2) 提出期限 令和8年5月8日（金）午後5時まで

(3) 提出先 環境部環境政策課

(4) 提出方法 電子メールにより電子データで提出すること。

なお、電子メール送信後、必ず電話により着信を確認すること。

7 参加資格の審査方法及び審査結果の通知

参加申込者の参加資格を本要領に基づき審査し、申込者全員に

審査結果を通知する。

8 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式1）に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。送信後、必ず環境政策課に電話し着信を確認する。なお、電話による質問は一切受け付けない。

(2) 質問期限 令和8年4月30日（木）午後5時まで

(3) 提出先 環境部環境政策課

(4) 回答方法 ホームページにて公表する。

(5) 回答日 令和8年5月1日（金）午後1時

9 企画提案手続

プロポーザル競争への参加資格が認められた者は、提出期限までに次の書類を提出する。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（表紙：様式5、内容はA4任意様式）

8部（正本1部副本7部）

イ 見積書

8部（正本1部副本7部）

ウ 業務従事者実績調書（様式6）

8部（正本1部副本7部）

(2) 提出期限 令和8年5月22日（金）正午まで

(3) 提出先 環境部環境政策課

(4) 提出方法 提出先に直接持参又は郵送により提出する。なお、郵送による場合は、提出期限までに提出先へ必着とする。

10 企画提案書作成方法

提案書の構成

- (1) 企画提案書は1者につき1点とする。
- (2) 企画提案書の正本は、押印のある企画提案書提出書を表紙とすること。副本は白紙を表紙とし、事業者名等を一切記載しないこと。また、パンフレット等の添付書類も含め、散逸しないようにファイル等の冊子としてまとめるとともに、表紙の次ページに資料一覧を添付すること。
- (3) 企画提案書には提案者が特定できる表現及び表示等を用いないこと。
- (4) 企画提案書作成に関する留意事項
 - ア 実施方針、業務実績、支援体制について
 - (ア) 本業務委託を遂行するため、受託者としての具体的な実施方針を記載すること。
 - (イ) これまでの業務実績と本事業の支援体制について記載すること。
 - (ウ) A4版任意様式2ページ以内に記載すること。
 - イ 実施スケジュール
 - (ア) 委託期間を契約確定日の翌日から令和9年3月31日として、本市と契約締結した場合の業務の実施スケジュールを記載すること。
 - (イ) 業務の実施手法及び実施スケジュールについて具体的に記入すること。
 - (ウ) A3版任意様式1ページ以内に記載すること。
 - ウ 特定テーマについて

各設問に対する対応策等について、A4版任意様式6ページ以内で提案内容を記載すること。

 - (ア) ムサシトミヨ生息地に関する現状分析の手法について
ムサシトミヨ生息地に関する現状分析の手法を提案す

ること。また、参考とした文献等があれば、明確に示すこと。

(イ) ムサシトミヨ生息地の環境設計（案）について

ムサシトミヨ生息地の環境設計（案）について、以下の項目を必須条件として、作成すること

- ・河川工事等で使用する資材については、ムサシトミヨの生息に影響を与えない（若しくは最小限に抑えた）資材や工法を採用すること。また、それを採用する理由について説明を入れること。

- ・堰等を施工する場合は、ムサシトミヨに適した魚道を取り入れること。

- ・新たな水源の確保は考えないこと。

- ・原則、隣接地と協議が必要となる提案内容としないこと。

- ・原則、構造物は恒久的な設計にすること。

エ その他

(ア) 企画提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解ができる内容とすること。提案書に記載する内容は全て本事業における実施義務事項となる。

(イ) 説明は文章をもって行い、図等はその補助として用いること。図のみの説明は認めない。

(ウ) 書式の縦・横、印刷のカラー・白黒は問わない。

(エ) ページ番号を付して作成すること。

(オ) 図表等については、必要に応じて A3 判横書きでも可とするが、折り込むこと。

(カ) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

(キ) 企画提案書等の返却は行わない。

(ク) 企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

11 審査方法

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により審査する。

(1) 一次審査

ア 審査方法

一次審査のため提出された参加申込書、会社等概要整理表及び業務実績調査等報告書等について、環境政策課において書面審査し、二次審査対象を選出する。

イ 通知

(ア) 通知方法

書面審査で二次審査対象として選出された者に「二次審査に関する通知」を行う。なお、一次審査で各条件に満たさなかった者、また二次審査対象に選出されなかった者については、その旨を書面にて通知する

(イ) 日時

令和8年5月12日（火）に書面で通知する

(2) 二次審査

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法によりムサシトミヨ生息環境設計事業業務委託プロポーザル審査委員会が審査する。

ア 審査方法

(ア) 日時

令和8年5月26日（火）午後1時

詳細は「二次審査に関する通知」で行う。

(イ) 場所

熊谷市役所江南庁舎2階 会議室A

(ウ) プレゼン及びヒヤリング時間

各社 30 分以内（プレゼンテーション 20 分以内、委員からの質疑 10 分以内）

(エ) 内容

提案書の内容について説明を行い、審査委員会委員が行う質問に回答する。

(オ) その他

特別な理由がなく、開始時刻に遅れた場合は失格とする。

イ 評価方法

(ア) 採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出し、各委員の評価点を合計して合計評価点とする。

(イ) 選定

合計の評価点で最高点を得たものを契約候補者として特定する。なお、最高点を得た者が 2 人以上ある場合は、「ムサシトミヨ生息地の環境設計（案）について」の点数が最も高い者を契約候補者とする。更に同点の場合、見積金額の最も低い者を契約候補者とする。

最高点に続く合計評価点を得た者が次点候補者、第 3 位の合計評価点を得た者を第 3 候補者として特定する。

(ウ) 評価採点基準及び配点表（審査委員会委員 1 人当たり）

評価採点基準項目	配点
業務実績、支援体制について	10 点
実施スケジュールについて	15 点
ムサシトミヨ生息地に関する現状分析の手法について	20 点
ムサシトミヨ生息地の環境設計	35 点

(案) について	
提案価格	20点×最低提案 価格/提案価格
合計	100点

(エ) 評価点の考え方（提案価格以外）

各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとに、ムサシトミヨ生息環境設計事業業務委託に関するプロポーザル審査要領で定める「プロポーザルの評価基準」に示す評価項目ごとの「配点」により評価を行い、「評価項目の点数化方法」により点数化する。

また、評価点の計算にあたっては、小数点第2位を四捨五入する。

(オ) 最低基準点の設定

契約候補者となることができる最低基準点は、満点の6割とし、最低基準点を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

また、参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。ただし、最低基準点については、提案価格点を除いた点数の6割とする。

(カ) プロポーザル参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

ウ その他

機器等必要な場合は以下の通りとする。

(ア) パソコン等は提案者が用意すること。

(イ) スクリーン及びプロジェクターは、市が用意する。

12 選定結果

- (1) 通知方法 全提案者に対して文書により通知する。
- (2) 通知時期 令和8年6月上旬
- (3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

ア 契約候補者の名称

イ 全提案者の名称 ※申込順

ウ 全提案者の評価点 ※得点順

エ 契約候補者の選定理由

オ ムサシトミヨ生息環境設計事業業務委託プロポーザル審査委員会委員の氏名及び選任理由

13 契約締結

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、契約候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。
- (3) 提出された企画提案書は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る事務以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づき取り扱うものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、プロポーザル競争に係る事務に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (5) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることが

できる。

- (6) 企画提案書の提出は、1者1案とする。

15 その他

- (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

- (3) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに環境政策課あてに提出するものとする。

- (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示し、提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、「3予算額」を超過した場合

- (5) 知的創造物についての権利等

企画提案書等の著作権及び産業財産権は、提案者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等について、市は提案者の許諾を得た上で、特段の対

価なく使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

また、企画提案書等において第三者の著作権及び産業財産権の対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、提案者が負うものとする。

16 日程

令和 8 年 4 月 2 1 日（火）実施公告及び参加申込及び質問開始
4 月 3 0 日（木）質問締切
5 月 1 日（金）質問に対する回答
5 月 8 日（金）参加申込及び一次審査提出書類締切
5 月 1 2 日（火）一次審査結果通知
5 月 2 2 日（金）二次審査提出書類締切
5 月 2 6 日（火）プレゼンテーション審査
5 月下旬 選定委員会へ報告
6 月上旬 選定結果通知

17 問合せ先

熊谷市環境部環境政策課

住 所：〒 3 6 0 - 0 1 9 2 熊谷市江南中央 1 丁目 1 番地

電 話：0 4 8 - 5 3 6 - 1 5 4 7

F A X：0 4 8 - 5 3 6 - 2 0 0 9

E-mail：kankyoseisaku【アットマーク】city.kumagaya.lg.jp

※【アットマーク】部分は「@」に置き換えてください。

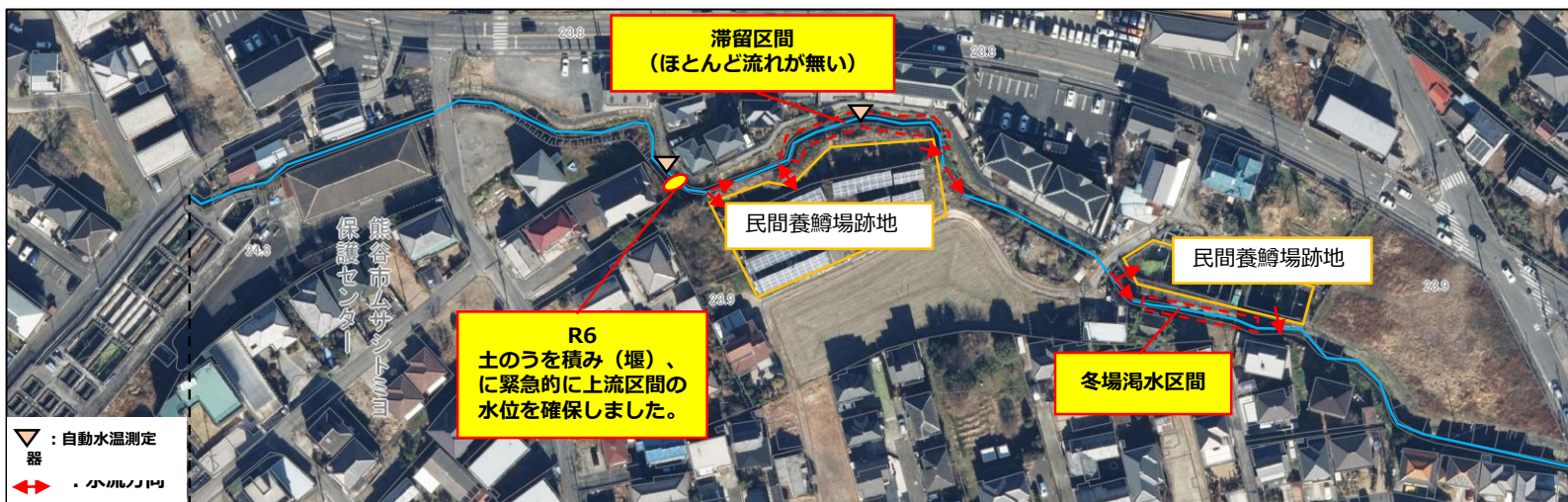
調査対象地域と現状

【対象範囲】

ムサシトミヨ保護センター（久下2148-1）北側水路から約400m区間になります。

【現状】

- ・ 現在上流から100mほどの場所に土のうで積み上げた堰があり、上流区間の水位を一定に保っています。
- ・ 水源は、ムサシトミヨ保護センターの汲み上げポンプです（約5,000 t/日）。
- ・ 水路の途中で、民間の養鱒場跡地に水が流れていくため、滞留区間や冬季に渇水する区間があります。
- ・ 源流部から約400m区間は埼玉県の天然記念物区間に指定されているため、現状変更を行う場合は許可が必要となります。また、使用資材や機材に制限がかかります。
- ・ 水路には、自動水温計を設置しており、令和7年6月～9月の水温は12℃～15℃でした。



埼玉県指定天然記念物区間（約400m）

Google map引用